

第十三回国会 運輸委員會 會議録 第十五号

昭和二十七年三月二十七日（木曜日）

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君 理事 満尾 君亮君

理事 原 彪君 理事 浅沼稻次郎君

岡田 五郎君 片岡伊三郎君

關谷 勝利君 玉置 信一君

坪内 八郎君 前田 郁君

飯田 義茂君 江崎 一治君

木村 俊夫君

出席政府委員

運輸政務次官 佐々木秀世君

運輸事務官 岡田 修一君

（海運局長）

運輸事務官（海運） 國安 誠一君

局海運調整部長

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正蔵君

三月二十六日

委員山本猛夫君辞任につき、その補

欠として中野武雄君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十七日

熊本虎三君が議長の指名で委員に選

任された。

三月二十六日

海外からの日本国民の集团的引揚輸

送のための航海命令に関する法律案

（内閣提出第一一六号）

道路運送車両法の一部を改正する法

律案（内閣提出第一一八号）

同月二十七日

捕獲審検所の検定の再審査に関する

法律案（内閣提出第四七号）（参議院

送付）

同月二十六日

岩尾に船入ま築設の請願（玉置信一

君紹介）（第一六三三号）

甲浦港修築に関する請願（長野長廣

君紹介）（第一六三六号）

土管、炊事用陶器及びかわらの運賃

割引継続等に関する請願（中野四郎

君紹介）（第一六三七号）

戸井線敷設促進の請願（川村善八郎

君紹介）（第一六三八号）

秩父地区を東京鉄道管理局管内に復

婦の請願（阿左美廣治君紹介）（第一

六五九号）

小型貨物自動車運送営業免許の簡易

化に関する請願外十三件（前田種男

君紹介）（第一六六〇号）

伊東線熱海市和田地区に駅設置の請

願（島山鶴吉君紹介）（第一六九八号）

小松島市に海運局支局設置の請願

（岡田勢一君紹介）（第一六九九号）

日南線全通促進の請願（瀬戸山三男

君外五名紹介）（第一七三〇号）

岡崎、多治見間鉄道敷設の請願（千

賀康治君外九名紹介）（第一七三一

号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

観光局設置に関する陳情書外二件

（埼玉県飯能町観光協会会長増島徳

外二名）（第一〇二四号）

同（山梨県西山梨郡能景村観光協会

会長小松興氏長）（第一〇二五号）

同（岐阜県恵那峡観光協会会長中尾権

八）（第一〇二六号）

本船事業の育成振興に関する陳情書

（九州地方機関船組合連合会会長鶴

丸美次）（第一〇二七号）

日本海海運局設置に関する陳情書

（新潟県知事岡田正平外六名）（第一

〇二八号）

秩父地方を東京鉄道管理局に復婦の

陳情書（秩父商工会議所会頭阿左美

広治外一名）（第一〇二九号）

国鉄甲府、長野間ディーゼル電気機

関車の運転に関する陳情書（長野県

議会議長片桐知延）（第一〇三〇号）

天草郡本渡瀬瀬河開港に関する陳情

書（鹿児島県議會議長米山恒治）

（第一〇三一号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

捕獲審検所の検定の再審査に関する

法律案（内閣提出第四七号）（参議院

送付）

海外からの日本国民の集团的引揚輸

送のための航海命令に関する法律案

（内閣提出第一一六号）

道路運送車両法の一部を改正する法

律案（内閣提出第一一八号）

○岡村委員長 これより会議を開きま

す。

海外からの日本国民の集团的引揚輸

送のための航海命令に関する法律案及

び道路運送車両法の一部を改正する法

律案を一括議題とし、政府より提案理

由の説明を求めます。

海外からの日本国民の集团的引揚輸

送のための航海命令に関する法律

律案

海外からの日本国民の集团的引

揚輸送のための航海命令に関する

法律

（航海命令）

第一條 運輸大臣は、海外からの日

本国民の集团的引揚輸送のため航

海が必要であり、且つ、契約によ

り当該航海を行う者を得ることが

困難である場合においては、船舶

運航事業を営む者に対し、航路及

び船舶を指定して、当該航海を行

うことを命ずることが出来る。

2 運輸大臣は、前項の命令により

航海を行う者に対し、当該船舶に

ついて当該航海に必要な施設を設

けることを命ずることが出来る。

3 第一項の命令により航海を行う

者は、当該航海について、運輸大

臣の指示に従わなければならない。

（損失補償）

第二條 政府は、前條の命令により

航海を行う者に対し、同條第一項

又は第二項の命令を受けなかつ

べき損失（その命令を受けなかつ

たならば通常得らるべき利益が得

られなかつたことによる損失を含

む。）を補償しなければならない。

2 前項の損失の補償に關し必要な

事項は、政令で定める。

（罰則）

第三條 第一條の規定による命令に

従わない者は、六月以下の懲役又

は十萬圓以下の罰金に処する。

第四條 法人の代表者又は法人若し

くは人の代理人、使用人その他の

従業者がその法人又は人の業務に

關して前條の違反行為をしたとき

は、行為者を罰する外、その法人

又は人に対しても同條の罰金刑を

科する。但し、法人又は人の代理

人、使用人その他の従業者の当該

違反行為を防止するため、その業

務について相當の注意及び監督が

盡されたことの証明があつたとき

は、その法人又は人については、

この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月

一日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法

律第五十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二十三條第二項第四号を次の

ように改める。

四 海外からの日本国民の船舶

による集团的引揚輸送に關す

ること。

道路運送車両法の一部を改正する

法律案

道路運送車両法の一部を改正す

る法律

道路運送車両法（昭和二十六年法

律案）

律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「自動車」を「自動車(軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九條から第三十二條までを除き本章において同じ。)」に改める。

第五條中「登録を受けた自動車」を「軽自動車及び二輪の小型自動車以外のもので登録を受けた自動車」に改める。

第二十九條第一項中「自動車の製作を業とする者」を「自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び運輸大臣が指定した者」に改め、同條第二項中「自動車の製作を業とする者」を「自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者に、運輸大臣の指定を受け」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 運輸大臣は、前項の届出に係る自動車の車台番号又は原動機番号の様式、番号、位置及び方法が適當でないとき、その変更を命ずることができる。

第三十條に次の一項を加える。

2 前項の者が、その輸入しようとする自動車又は自動車の車台若しくは原動機の車台番号又は原動機番号の様式、番号及び位置について、その事実を証明するに足る当該自動車又は自動車の車台若しくは原動機の製作者の書面を添えて、運輸大臣に届け出たときは、同項の規定による届出はしなくてもよい。

第四十一條第六号を次のように改める。

六 燃料装置及び電気装置

第五十七條を次のように改める。

第五十七條 創除

第五十八條中「自動車」を「自動車(軽自動車を除く。以下本章において同じ。)」に改める。

第六十條中「申請者に交付しなければならぬ」の次に「この場合において、二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない」を加え、同條第一号を次のように改める。

一 自動車検査証番号並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、二輪の小型自動車にあつては車両番号

第六十條第十七号を次のように改める。

十七 被けん引自動車にあつては、けん引自動車の車名及び型式

第六十一條第一項を次のように改める。

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては九箇月、貨物の運送の用に供する自動車にあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

第六十一條第二項中「一年を経過しない前」を「前項の有効期間を経過しない前」に、「前項の有効期間を一年未満に定める」を「同項の有効期間を短縮する」に改める。

第六十四條第一項中「軽自動車を除く」を削る。

第六十七條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 自動車運送事業の用に供するかどうかの別に変更があつたとき。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 二輪の小型自動車は、その後面の見易い位置に第六十條後段の車両番号を記載した車両番号標を表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第三十四條から第三十六條までの規定は、二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第四條」とあるのは「第五十八條本文」と、第三十六條第二項中「第十九條」とあるのは「第七十三條第一項」と読み替へる。

第七十六條中「第七十三條第一項の検査の手続、原動機付自転車検査証及び旅客自動車検査証の記載事項及び返納に関する事項」を「第七十三條第一項の車両番号標に関する事項」に改める。

第九十七條第一項及び第三項中「登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のもの」を「登録自動車」に改め、同條の次に次の一項を加える。

(軽自動車の使用の届出等)

第九十七條の二 軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第七十三條第一項の規定は、軽自動車について準用する。

第九十八條中「臨時運行許可番号標、原動機付自転車番号標又は旅客自動車番号標」を「又は臨時運行許可番号標」に改める。

自動車の使用の届出等。

第九十八條中「臨時運行許可番号標、原動機付自転車番号標又は旅客自動車番号標」を「又は臨時運行許可番号標」に改める。

第九十九條第一項第三号を次のように改める。

三 第二十九條第二項又は第三十條の規定により届出をした者

第七十五條第一項の指定を申請する者

第八十四條第一項の規定による認定を申請する者

第七十八條、第六十二條第一項、第六十四條第一項、第六十七條第二項又は第七十一條第一項の規定による検査を受けようとする者

第七十五條第一項の指定を申請する者

第九十四條第一項の規定による認定を申請する者

第九十五條第二項中「及び第五十四條の二」を削る。

第九十七條第一号中「第二十九條第二項」を削り、「第三十四條第一項」の下に「(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十八條第一号中「第六十九條第二項又は第七十三條第一項」を「又は第六十九條第二項」に改め、同條第

二号中「第五十七條において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九條第一号中「第二十九條第二項」を削り、「第七十三條第二項」を「第七十三條第一項(第九十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第一百十條第一号中「第二十八條第二項」の下に「第二十九條第二項」を、「第九十六條」の下に「第九十七條の二第二項」を加え、同條第三号中「第三十條」を「第三十條第一項」に改め、同條第六号中「第五十三條」を「第二十九條第三項、第五十三條」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正前の道路運送車両法(以下「法」という。)(第二十九條第二項の規定により指定を受けた車台番号又は原動機番号の様式、番号、位置及び方法は、それぞれ、改正後の同項の規定により届け出た車台番号又は原動機番号の様式、番号、位置及び方法とみなす。

3 この法律の施行の際、現に有効な自動車検査証の有効期間は、改正後の法第六十一條の規定にかかわらず、現に記載されている有効期間によるものとする。

4 この法律の施行の際、現に軽自動車又は二輪の小型自動車に表示した自動車登録番号標は、改正後の法第七十三條第一項(法第九十七條の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により表示した車両番号標とみなす。

5 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、こ
の法律の施行後も、なお従前の例
による。

6 運輸省設置法（昭和二十四年法
律第五十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第一項第四十一号から第四
十一号の三までを次のように改め
る。

四十一 自動車の整備を命ずるこ
と。

四十一の二 自動車の検査及び登
録をすること。

四十一の三 自動車登録番号標交
付代行者の指定をすること。

第二十八條第一項第十号の次に次
の一号を加える。

十の二 自動車抵当に関するこ
と。

第二十八條第一項第十二号の四を
次のように改める。

十二の四 自動車、原動機付自転
車及び軽車両の整備並びに自動
車の検査に関すること。

第五十一條第一項第十一号の次に
次の一号を加える。

十一の二 自動車抵当に関するこ
と。

第五十一條第一項第十三号の四を
次のように改める。

十三の四 自動車、原動機付自転
車及び軽車両に関する整備並び
に自動車の検査に関すること。

7 自動車抵当法（昭和二十六年法
律第八十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二條中「登録を受けた自動車で
軽自動車及び二輪の小型自動車以外

のもの」を「登録を受けた自動車」に
改める。

○佐々木（秀）政府委員 ただいまから
海外からの日本国民の集団的引揚輸送
のための航海命令に関する法律案の提
案理由を御説明申し上げます。

従来海外からの日本国民の集団的引
揚けについては、連合国最高司令官の
覚書、すなわち帰還輸送に関する基本
指令に基づき、これに関する海上輸送は
商船管理委員会が行つて来ましたが、し
かし同委員会は、本年三月末日をもつ
て解散の予定であり、従つて今後の帰
還輸送は、一般の船舶運航業者の協力
にまたねばならなくなるのであります。
す。このため政府といたしましては、
予算的措置を講じた上、大阪商船株式
会社と契約を結び、同社所有の高砂丸
を待機せしめ、そのための航海に当ら
しめる方針であります。将来の引揚
者の量、あるいはその他の事情によ
り、右の措置をもつては船舶に不
足を生ずることもあり得ないことでは
なく、このような場合にはさらに他に
船舶を求めなければならないのであり
ます。しかるに通常の契約をもつてし
ては所要の船舶を調達できないような
場合も、万一の場合として予想せられ
ないではありませんので、このような
場合に備えて、運輸大臣が船舶運航事
業者に対し、強制命令を発する必要な
船舶を就航させることができるように
することが必要であると考えられるの
であります。これがこの法律案を提案
する理由であります。

もちろんこの強制命令については、
完全補償を行い、当該船舶運航事業者
が、経済的損失をこうむらないようにに
する必要があるとあります。この法律案は、
かかる強制命令を発する権限を運輸大
臣に與えらるゝことに、あわせてその補
償に関する事項を規定しようとするも
のであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決あらんことを切望する次第であ
ります。

続きまして、道路運送車両法の一部
を改正する法律案の提出理由について
御説明いたします。

この法律案は、現在施行しておりま
す道路運送車両法に基づく行政事務のう
ち、自動車等の登録及び検査の制度を
簡素化したしまして、行政の効率化及
び簡素化をはかるとともに、応急の要
素を考慮して、新たに車両検査に関し
て手数料を徴収しようとするものであ
ります。その骨子は次の通りであり
ます。

第一に、二輪の小型自動車及び軽自
動車についての登録の制度と、軽自動
車についての車両検査の制度を廃止し
たことといたしました。これに伴い
まして従来、登録の際に定めておりま
した車両の番号は、車両検査または使
用の届出のときに指定されることとな
ります。

第二には、車両検査証の有効期間を
変更することであり、現在すべて
の自動車について一律に一年となつて
おりますが、自家用の乗用自動車等に
つきましてはこれを二年に延長いた
し、バス、タクシー等の旅客運送事業
用の自動車につきましては、自動車の
整備を向上し、運送の安全をはかるた
めに、九箇月に短縮することになつて
おります。なおトラックについては従
来通り一年とするものであります。

第三に、原動機付自転車と軽車両に
関しましては、現在行つております車
両検査と、この際行われる車両番号の
指定制度を廃止したることになつてお
ります。これに伴ひましてこれらの車
両は、車両の保安基準の適用が残るだ
けでありまして、官公庁に對する手続
は一切不用になるのであります。

第四には、従来無料で行つておりま
した自動車の車両検査について、手
料を徴収することにしたことであ
ります。

以上がこの改正法律案の概要であり
ますが、行政の効率化及び簡素化をは
かりましたために、この法律の制定を必
要とするものと考えますから、何とぞ
十分御審議の上、可決されるようにお
願ひいたす次第でございます。

○岡村委員 海外からの日本国民
の集団的引揚輸送のための航海
命令に関する法律案につき、質疑に入
りました。質疑の通告がありますので、
これを許します。江崎君。

○江崎（一）委員 海外からの日本国民
の集団的引揚輸送をやるというのであり
ますが、この集団的引揚のために船を
準備しなければならぬほど、現在ど
こにどれくらい未帰還邦人が残つてい
るのか、その点を具体的に示し願ひ
たいと思います。

○岡田（修）政府委員 未帰還者の数に
つきましては、二十六年年度初頭に厚生省
が発表いたしましたのは三十一万二千
九百七十六名であります。二十六年度
の引揚げ予定数を厚生省は十五万二千
名というふうに計上いたしております
が、それがどの程度実施されました
か、今ここに資料を持っております。
二十六年七月の新聞発表によります

と、外地残留者のうち生存者は七万七
千六百三十七名ということが発表され
ております。その他行方不明または死
亡、それからその後外務省の引揚げ白
書によりますと、生存者は八万一千、
他は不明ということになつておりま
す。二十七年年度厚生省で一応予定して
おります引揚げ者は約一万名、このう
ことであります。

○江崎（一）委員 政府の予定という数
字を知らしていただいたのですが、こ
の政府の発表された数字が、どこにど
れだけのののか。生存者がこれだけお
るのだというのについて、具体的に
お示し願ひたいと思ひます。特にソビ
エトや中共に過大な未引揚げ邦人がお
るといふふうに宣伝されております。
この際具体的に国民がきかれてよくわ
かるように説明を願ひませんか、この
法案を審議するわけに行きません。も
つと具体的に各府県別にどのくらいお
るのだということを発表してもらいた
い。

○岡田（修）政府委員 運輸省ではその
点明確にお答え申し上げかねます。

○江崎（一）委員 でありますので、私
が先ほど何回も要求したのでありま
す。外務省の引揚げ関係、あるいはま
た厚生省の援護所あたりの政府委員
を、どうしても呼んでもらいたいとい
うことを要求しておいたのです。そ
ういたしませんと、この法案の本案を審
議することができない。今のような資
料では審議できません。至急に呼んで
もらいたいと思ひます。

○玉置（信）委員 ただいま江崎委員の
御質問になつたことも、関連性はあり
ますけれども、未帰還者の数その他の
ことについては海外引揚委員会におい

と、外地残留者のうち生存者は七万七
千六百三十七名ということが発表され
ております。その他行方不明または死
亡、それからその後外務省の引揚げ白
書によりますと、生存者は八万一千、
他は不明ということになつておりま
す。二十七年年度厚生省で一応予定して
おります引揚げ者は約一万名、このう
ことであります。

ても、あるいは厚生委員会において、あるいは外務委員会等において、御承知の如くであります。どの程度の答弁を求めたかということも、私ども上述の委員会においてもよく拜聴して承知しておりますが、ここでこの問題を取扱うということは、私は議事進行の上から見て、ちよつと無理でないかと思ひますので、本上程された案についての質疑をされて、進行されるようにとりはからいを願ひたいと思ひます。

意味な質疑等は継続することなく、質疑を打ち切りまして、討論を省略して、採決せられんことを望みます。動議を提出いたします。

○岡村委員長 關谷君の動議に賛成の方の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。右決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り確定いたしました。

なお本案に対する委員長報告については、委員長に一任を願ひたいと存じます。異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 異議なしと認めます。さよう決定いたします。

○淺沼委員 私、議事進行で申し上げるのですが、多数と云うけれども、一休全体の頭を教えたかどうか、今ここで多数で動議が成立したけれども、また可決したけれども、員数はどうなりまう。過半数に達してありますか。だからさういふことはやはり話合

いをつけてやらぬと、結局多数で可決して、慣例だからいいというけれども、過半数に達してないという異議を申し上げられればいけないので、そこら辺はあまり無理しないで、大抵さういふところだというふうな話がついてやられた方が、きめたことだから私は異議は申し上げませんけれども、あまり強くやらぬようにひとつ願ひたいと思ひます。

○岡村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○岡村委員長 速記を始めてください。

○江崎（一）委員 この際一般の運輸行政についてお伺いしておきたいと思ひます。お答えは運輸次官で結構かどうかと思ひますが、この三月末日で……。

○岡村委員長 江崎君の発言は議題外だと思ひますので、御遠慮願ひます。

○岡村委員長 次に捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、これを許します。岡田君。

○岡田（五）委員 簡単に一つだけ承ります。捕獲審検再審査委員会というものがこのたびできるものであります。この委員会の委員の任期が二年と、このことにきめられておるのであります。しかもこの法律を見ますと、大体三年間有効にする、こういうふうになつております。三年間法律が有効であるにかかわらず、審査委員の任期を二年と定められておる。どういふ理由で委員の任期を二年とされたか、どういふ理由で法律の施行を三年とされたか、これについての政府の説明を求めたいのであります。

○国安政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。この法律によりまして、捕獲審検再審査委員会の期限を三年にしてありますが、これは特に三年というところに重大なる意義があるわけではございませんで、われ／＼といったしまして、この問題はなるべく早く処理してしまいたいというふうに考えております。一応三年で区切つており

ますが、われ／＼としましても、出て来る案件の数にもよりますが、大体二年ぐらゐを予定して、問題を処理して参りたいというふうに考えております。これは外務省からも相手国に、さういふことでの／＼交渉してもらおうと思つておりますが、さういふ関係もありまして、一応委員会としては期限を三年といたしておりますが、學識経験者の委員の任期も、三年では少し長いようでありまうので、二年ぐらゐでよろうというので、一応二年としたような次第であります。

○岡田（五）委員 けつこうです。

○岡村委員長 他に質問はありませんか。――なしと認めます。

○關谷委員 質問もないようでありますから、本案は討論を省略して、ただちに採決されたいという動議を提出いたします。

○岡村委員長 關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なしと認めます。これより本案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員長報告については、委員長に一任あらんことを願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なしと認めまして、本日これにて散会いたします。

午後二時八分散会

衆議院事務局

〔参照〕
海外からの日本國民の集團的引揚輸送のための航海命令に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕